

静岡県告示第794号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、静岡県資源管理方針を次のように変更したので、同条第6項の規定に基づき公表する。

令和6年12月24日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>第1～7 （略）</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>個別の水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1さんま」「別紙1-2まあじ」「別紙1-3まいわし太平洋系群」「別紙1-4するめいか」「別紙1-5くろまぐろ（小型魚）」「別紙1-6くろまぐろ（大型魚）」「別紙1-7まさば及びごまさば太平洋系群」「別紙3-1とらふぐ伊勢・三河湾系群」「別紙3-2ひらめ太平洋中部海域」「別紙3-3まだい太平洋中部海域」「別紙3-4きんめだい太平洋系群」「別紙3-5しらす静岡県周辺海域（かたくちいわし太平洋系群、まいわし太平洋系群及びうるめいわし太平洋系群のしらすのうち、静岡県周辺海域で漁獲されるしらすのことをいう。）」「別紙3-6あわび類（くろあわび、めがいあわび）静岡県周辺海域」「別紙3-7さくらえび駿河湾水域」「別紙3-8いせえび太平洋中南部」「<u>別紙3-9かたくちいわし太平洋系群</u>」「別紙3-10うるめいわし太平洋系群」「別紙3-11ぶり」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1-1）～（別紙1-7） （略）</p>	<p>第1～7 （略）</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>個別の水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1さんま」「別紙1-2まあじ」「別紙1-3まいわし太平洋系群」「別紙1-4するめいか」「別紙1-5くろまぐろ（小型魚）」「別紙1-6くろまぐろ（大型魚）」「別紙1-7まさば及びごまさば太平洋系群」「<u>別紙1-8かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。）</u>」「別紙3-1とらふぐ伊勢・三河湾系群」「別紙3-2ひらめ太平洋中部海域」「別紙3-3まだい太平洋中部海域」「別紙3-4きんめだい太平洋系群」「別紙3-5しらす静岡県周辺海域（かたくちいわし太平洋系群、まいわし太平洋系群及びうるめいわし太平洋系群のしらすのうち、静岡県周辺海域で漁獲されるしらすのことをいう。）」「別紙3-6あわび類（くろあわび、めがいあわび）静岡県周辺海域」「別紙3-7さくらえび駿河湾水域」「別紙3-8いせえび太平洋中南部」「別紙3-9うるめいわし太平洋系群」「別紙3-10ぶり」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1-1）～（別紙1-7） （略）</p> <p><u>（別紙1-8）</u></p>

第1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

静岡県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現在の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を静岡県かたくちいわし漁業管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。中型まき網漁業、小型まき網漁業及び定置漁業については、許可隻数、免許統数及び許可統数は現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の管理は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容とする。

<p>(別紙 3—1)</p> <p>第 1 水産資源 とらふぐ伊勢・三河湾系群</p> <p>第 2 資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を令和 9 年までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、MSY ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 静岡県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="834 286 1002 383">漁業の種類</th> <th data-bbox="1002 286 1433 383">漁獲努力量の管理内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="834 383 1002 488">中型まき網 漁業</td> <td data-bbox="1002 383 1433 488">1 隻あたりの操業日数は月 27 日以内とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 488 1002 593">小型まき網 漁業</td> <td data-bbox="1002 488 1433 593">1 隻あたりの操業日数は月 27 日以内とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 593 1002 689">定置漁業</td> <td data-bbox="1002 593 1433 689">1 か統あたりの操業日数は年 355 日以内とする。</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁獲努力量の管理内容	中型まき網 漁業	1 隻あたりの操業日数は月 27 日以内とする。	小型まき網 漁業	1 隻あたりの操業日数は月 27 日以内とする。	定置漁業	1 か統あたりの操業日数は年 355 日以内とする。
	漁業の種類	漁獲努力量の管理内容							
	中型まき網 漁業	1 隻あたりの操業日数は月 27 日以内とする。							
	小型まき網 漁業	1 隻あたりの操業日数は月 27 日以内とする。							
定置漁業	1 か統あたりの操業日数は年 355 日以内とする。								
<p>第 5 <u>その他資源管理に関する重要事項</u> <u>資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。</u></p> <p>(別紙 3—1)</p> <p>第 1 水産資源 とらふぐ伊勢・三河湾系群</p> <p>第 2 資源管理の方向性 国が行う資源評価において判断される資源水準を令和 9 年までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、MSY ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評</p>									

が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3-2)

第1 水産資源

ひらめ太平洋中部海域

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、MSYベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3-3)

第1 水産資源

まだい太平洋中部海域

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される高位の

価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3-2)

第1 水産資源

ひらめ太平洋中部海域

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、MSYベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3-3)

第1 水産資源

まだい太平洋中部海域

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される高位の

資源水準を維持する。なお、MS Yベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3—4)

第1 水産資源

きんめだい太平洋系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源の動向を令和9年までに増加することを目指す。
なお、MS Yベースの資源評価が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1

資源水準を維持する。なお、MS Yベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3—4)

第1 水産資源

きんめだい太平洋系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源の動向を令和9年までに増加することを目指す。
なお、MS Yベースの資源評価が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第

項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3—5)

第1 水産資源

しらす静岡県周辺海域（かたくちいわし太平洋系群、まいわし太平洋系群及びうるめいわし太平洋系群のしらすのうち、静岡県周辺海域で漁獲されるしらすのことをいう。）

第2 資源管理の方向性

かたくちいわし太平洋系群、まいわし太平洋系群及びうるめいわし太平洋系群の資源評価結果を注視しながら、しらす船びき網漁業におけるCPUEを直近5年間（平成28年～令和2年）の平均値（393kg/統日：新居、舞阪、福田、御前崎、吉田及び用宗の主要6港）程度で維持する。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自ら

1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3—5)

第1 水産資源

しらす静岡県周辺海域（かたくちいわし太平洋系群、まいわし太平洋系群及びうるめいわし太平洋系群のしらすのうち、静岡県周辺海域で漁獲されるしらすのことをいう。）

第2 資源管理の方向性

かたくちいわし太平洋系群、まいわし太平洋系群及びうるめいわし太平洋系群の資源評価結果を注視しながら、しらす船びき網漁業におけるCPUEを直近5年間（平成28年～令和2年）の平均値（393kg/統日：新居、舞阪、福田、御前崎、吉田及び用宗の主要6港）程度で維持する。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

しらすを漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増やさないうよう努める。

また、静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加してい

による当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3—6)

第1 水産資源

あわび類(くろあわび、めがいがわび) 静岡県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源の回復を図るため、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間(平成28年～令和2年)の平均値(19トン)程度で維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3—7)

る者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3—6)

第1 水産資源

あわび類(くろあわび、めがいがわび) 静岡県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源の回復を図るため、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近5年間(平成28年～令和2年)の平均値(19トン)程度で維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3—7)

<p>第1 水産資源 さくらえび駿河湾水域</p> <p>第2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される資源の動向を令和9年までに、増加とすることを目指す。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 静岡県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。</p>	<p>第1 水産資源 さくらえび駿河湾水域</p> <p>第2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される資源の動向を令和9年までに、増加とすることを目指す。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。</p>
<p>(別紙3—8)</p> <p>第1 水産資源 いせえび太平洋中南部</p> <p>第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価に用いられた静岡県の資源評価における高位の資源水準を維持する。 なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 静岡県漁業調整規則を遵守するとともに、当</p>	<p>(別紙3—8)</p> <p>第1 水産資源 いせえび太平洋中南部</p> <p>第2 資源管理の方向性 国が行う資源評価に用いられた静岡県の資源評価における高位の資源水準を維持する。 なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、</p>

該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3—9)

第1 水産資源

かたくちいわし太平洋系群

第2 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年～令和2年）の平均値（767トン）程度で維持することとする。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙3—10)

第1 水産資源

うるめいわし太平洋系群

第2 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年～令和2年）の平均値（1,210トン）程度で維持することとする。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3—11)

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年～令和2年）の平均値（946トン）程度で維持することとする。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまで

(別紙3—9)

第1 水産資源

うるめいわし太平洋系群

第2 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年～令和2年）の平均値（1,210トン）程度で維持することとする。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

静岡県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3—10)

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年～令和2年）の平均値（946トン）程度で維持することとする。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるま

<p>の間に用いることとする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>静岡県漁業調整規則を遵守<u>す</u>るとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>該当なし。</p>	<p>での間に用いることとする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>静岡県漁業調整規則を遵守<u>させ</u>るとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>該当なし。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。